

令和3年度 財政援助団体等監査（指定管理者）結果に対する対応について（措置状況）

公の施設名 富谷市福祉健康センター

指定管理者 社会福祉法人 富谷市社会福祉協議会

所 管 課 保健福祉部長寿福祉課保健福祉総合支援センター

1 注意事項

No.	監査結果	対応（保健福祉総合支援センター）
(1)	<p>指定管理者として利用料金を定めることについて</p> <p>富谷市福祉健康センター条例第9条において、指定管理者に管理を行わせる場合の利用料金は、第6条の規定に基づく別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとするものとあるが定められていない。</p> <p>第6条関係別表の使用料と同様の利用料金で運用することとしていたことから改めて定めていなかったとのことであるが、当該指定管理業務においては、第9条に従い、市長の承認を得て定める必要がある。</p>	<p>令和4年度以降の管理運営にあたり、富谷市福祉健康センター条例第9条に基づき、指定管理者より利用料金の承認申請書の提出を受け、市長の承認を得て利用料金承認書を通知し、利用料金を定めた。</p>
(2)	<p>行政財産の目的外使用許可等の手続きについて</p> <p>行政財産の目的外使用許可にあたる自動販売機の設置申請に係る使用許可手続きが指定管理者において行われていた。当該事案については、公の施設の使用許可とは性質が異なり、行政財産管理制度において特別の権利を設定する法律行為である。</p> <p>したがって、指定管理者制度の範疇に含まれず、市長の権限（許可者は市長）において処理すべきものであるため改められたい。</p>	<p>指定管理者による管理運営の開始にあたり、他自治体の取扱いを参考に自動販売機の設置許可については、これまで指定管理者が行っていた。</p> <p>令和4年度以降の指定管理においては、ご指摘のとおり、行政財産の目的外使用許可について、市長の権限において処理するよう改めた。</p>

<p>(3)</p>	<p>指定管理業務の点検・評価について</p> <p>指定管理者については、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときに活用できる制度とされている。</p> <p>指定管理業務の実施状況については、事業報告書等により確認し、適宜、指示や指導が行われているところであるが、効果的にサービスが提供され、本市の要求水準を満たしているかどうか等の評価はなされていない。</p> <p>指定管理者制度の趣旨に従い、当該施設の設置目的を達成するために、指定管理者の活用がどのような効果、成果等を挙げているか等の評価を行うことが求められる。</p>	<p>指定管理者により効果的な事業が展開されているかの事業評価については、これまで事業報告書や、富谷市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第9条に基づくヒアリング等により確認し、精査を図りながら、適宜、指示や指導を実施してきたところである。</p> <p>今回のご指摘を踏まえ、公の施設の管理運営状況に係る評価方法について、他自治体の評価の在り方を参考にしながら、年度ごとの評価を行うような体制づくりに努める。</p>
------------	---	--